

平成28年10月5日

答申第730号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、以前、当該視聴者から開示の求めがあった「退職給与引当金の積立不足額を会計基準変更時差異に含めることに関してNHKが適用した法令、会計基準、実務指針等の名前、基本的な考え方がわかる文書」に対してNHKが開示した文書について、「① 不適切な文書が開示された理由、② 退職給与引当金の計上に関して適用した従来の会計基準が分かる文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在せず開示することができないとした。

なお、情報提供として、NHKでは平成15年度から『退職給付に係る会計基準』を適用しているが、それ以前の退職手当引当金については、「賃金の支払いの確保等に関する法律」に準じ、期末要支給額の25%を努力目標として財政状況の許す範囲内で、毎年度国会の承認を経て予算を計上し、決算を行ってきたことを説明した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

NHKは不適切な文書を開示しておらず、開示の求めの文書は存在しないため開示することができない。

なお、会計基準変更時差異とは、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」の42項で、「退職給付会計基準による未積立退職給付債務」と「従来の会計基準による退職給与引当金等」との差額であるとされている。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成28年10月5日（第242回審議委員会）

第743号諮問、審議、答申